

株式会社ケイアイ 約 款

第1章 総 則

第1条 (約款の適用)

- 1 当社はこの約款及び細則(以下、両者を「約款」という)の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとし、
なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします
- 2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります 特約した場合は、その特約が約款に優先するものとします

第2章 予 約

第2条 (予約の申込)

- 1 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款と別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、予め車種、用途、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(「以下」借受条件という)明示して予約の申込を行うことができます
- 2 当社は、借受人から予約の申込があったときは原則として当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き別に定める予約申込金を支払うものとします

第3条 (予約の変更)

- 1 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします

第4条 (予約の取消等)

- 1 借受人は、別に定める方法により、予約を取消すこと(以下「取消」という)ができます
- 2 借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします
- 4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還する。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします
<予約取消手数料>

乗車前の7日前	無料
6～3日前	20%
2～前日	30%
当日	50%

第3章 賃 渡

第5条 (貸渡料金)

- 1 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額を料金表に明示します

1 基本料金	2 付属品	3 免責補償料
4 ワンウェイ料金	5 燃料代	6 配車引料
- 2 基本料金は、レンタルカーの貸渡時において、北海道運輸局長に届け出て実施している料金によるものとします
- 3 貸渡料金を、第2条による予約をした後で改定したときは、前項にかかわらず、予約時に適用した料金表によるものとします

第6条 (貸渡契約の締結)

- 1 借受人は借受条件を、当社はこの約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします この場合、借受人は当社が別に定める貸渡料金を支払うものとします ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合、借受人若しくは運転者が第8条第1項又は第2項のいずれかに該当する場合、又は借受人が第3項その他貸渡契約に関する必要な借受人の情報の提供、利用を同意しない場合を除きます
- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第5条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします
- 3 当社は、レンタルカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日)2(6)及び(7)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許証の番号を記載し運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下運転者といいます)の運転免許証を提示させその写しの提出を求めます この場合借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示しその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させその写しを提出させるものとします
- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあり、借受人及び運転者はこれに従います
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います
- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます

第7条 (借受条件の変更)

- 1 借受人は、貸渡契約の締結後、第6条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります

第8条 (貸渡条件)

- 1 借受人又は運転者が次の各号の一に該当するときは、貸渡契約を締結できないものとします
 - (1) レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき
 - (2) 酒気を帯びているとき
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき
 - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき
 - (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき
 - (6) 他のレンタカー事業所の貸渡において、第22条に該当する行為があったとき
 - (7) その他、本約款に違反する行為があったとき
- 2 前項にかかわらず、次の場合には、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします この場合、当社は、受領済の予約申込金を返還するものとします
 - (1) 貸渡し出来るレンタカーがないとき
 - (2) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき
 - (3) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき
 - (4) 過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる行為があったとき
 - (5) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます)において、第17条第6項又は第22条第1項に掲げる行為があったとき
 - (6) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき
 - (7) 別に明示する条件を満たしていないとき
- 3 前2項の場合は、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします

第9条 (代替レンタカー)

- 1 当社は、事故・盗難その他当社の責に帰さない事由により、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡することができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡しを申し入れることができるものとします
- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします 但し、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします
- 3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡の申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします この場合、当社は、受領済の予約申込金を返還するものとします
- 4 前項の場合において、貸渡することができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は、受領済の予約申込金を返還するものとします
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡することができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします

第10条 (免 責)

- 1 当社は、天災その他の不可抗力により、レンタカーの貸渡及び代替レンタカーの提供ができないときは、借受人に生じた損害について責を負わないものとします この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします
- 2 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第9条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします

第11条 (貸渡契約の成立等)

- 1 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー(付属品を含む 以下同じ)を引渡したときに成立するものとします この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします
- 2 前項の引渡は、第2条第1項の借受開始日時及び借受場所でおこなうものとします

第12条 (貸渡車両の確認)

- 1 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸渡ものとします
- 2 当社は、レンタカーの貸渡しにあたり、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検を、必要な整備を実施するものとします
- 3 借受人または運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことを確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします

第13条 (貸渡証の交付・携帯等)

- 1 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局陸運支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします
- 3 借受人又は運転者は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします

第4章 使 用

第14条 (借受人の管理責任)

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします

第15条 (日常点検整備)

- 1 借受人又は運転者は、借受けたレンタカーについて、使用する前に道路運送者両方第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします

第16条 (禁止行為)

- 1 借受人又は運転者は、使用中次の行為をしてはならないものとします
 - (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
 - (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は、第6条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること
 - (3) レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること
 - (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること
 - (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の索引若しくは後押しに使用すること
 - (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
 - (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること
 - (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと
 - (9) 前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと

第17条 (違法駐車の場合の措置等)

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカ移動、保管などの諸費用を負担するものとします

